

(保 125)

平成 25 年 9 月 11 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、8 月 27 日付けで、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（アダリムマブ（遺伝子組換え）、ベバシズマブ（遺伝子組換え）、アミノレブリン酸塩酸塩、ペルツズマブ（遺伝子組換え））が追加され、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 279 号)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
(平 25.8.27 保医発 0827 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

- 日本国に帰化を許可する件
(法務三〇六)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同三〇七)
- 薬事法施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があつた旨を公示する件
(厚生労働二七三)
- 薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があつた旨を公示する件(同二七四)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同二七五)

四

二

- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
(同二七六)
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(同二七七)
- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件(同二七八)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同二七九)
- 感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
(同二八〇)
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件
(農林水産二三九七)
- 種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件
(同二三九八)
- 保安林の指定をする件
(同二三九九～二四〇五)
- 耐空検査員の証を無効とした件
(国土交通八一六)

七

六

五

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
(関東地方整備局三七五)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一四八～一五一)
- 〔人事異動〕
- 内閣 人事院 法務省
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融庁)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

二〇

九

九

九

八

八

七

地方公共団体
公債抽せん(東京都区)、教育職員
免許失効関係
会社その他

| | | | |
|-----|-------------|--------|--------|
| (ウ) | ケリアゾック錠20mg | 20mg1錠 | 20.60 |
| | ケリアゾック錠40mg | 40mg1錠 | 38.90 |
| | ケリアゾック錠60mg | 60mg1錠 | 56.40 |
| (ト) | トピロリツク錠20mg | 20mg1錠 | 20.60 |
| | トピロリツク錠40mg | 40mg1錠 | 38.90 |
| | トピロリツク錠60mg | 60mg1錠 | 56.40 |
| (ル) | ルナベル配合錠ULD | 1錠 | 327.90 |

| | | | |
|-----|-----------------------|----------------|---------|
| (オ) | アセリオ静注液1000mg | 1,000mg100mL1瓶 | 332 |
| (カ) | オレンジエ皮下注125mgシリソジ1 mL | 125mg1 mL1筒 | 27.171 |
| (キ) | パーゼエタ点滴静注420mg/14mL | 420mg14mL1瓶 | 231.866 |

| | | | |
|-----|----------------|---------------|-------|
| (ク) | ボンビバ静注1 mgシリソジ | 1 mg1 mL1筒 | 4.918 |
| (ケ) | リキスミア皮下注300µg | 300µg3 mL1キット | 6.972 |

| | | | |
|-----|------------|--------|--------|
| (コ) | ピソノチーナ4 mg | 4 mg1枚 | 89.30 |
| | ピソノチーナ8 mg | 8 mg1枚 | 123.00 |

○厚生労働省告示第二百七十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日
 第十一号中「及びメトレプレチン製剤」を、「メトレプレチン製剤及びアバタセプト製剤」に改める。

第十二号（ハ）中「及びスタリビルド配合錠」を、「スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠LD及びルナベル配合錠ULD（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 別表第九中「メトレプレチン製剤」を「アバタセプト製剤」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十八号
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 表の1379から1406までの項中
 「5あり トラスツズア」を「5あり トラスツズア」

「5あり トラスツズア」

○厚生労働省告示第二百七十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 別表に次のように加える。

| | | |
|----|--|--|
| 53 | アタリムマブ（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年5月16日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に「ついて承認されたものに限る。」）に係るものに限る。） | 060185xx97x0xx 060185xx99x1xx 060185xx99x0xx 060185xx99x3xx |
| 54 | ペンシズマブ（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年6月14日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に「ついて承認されたものに限る。」）に係るものに限る。） | 010010xx01x4xx 010010xx01x5xx 010010xx01x7xx 010010xx01x8xx |
| 55 | アミノレプリカニ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。） | 010010xx97x7xx 010010xx9904xx 010010xx99050x 010010xx9907xx |
| 56 | ヘルツズマブ（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。） | 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx |

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成25年厚生労働省告示279号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）の別表に、アダリムマブ（遺伝子組換え）、ベバシズマブ（遺伝子組換え）、アミノレブリン酸塩酸塩、ペルツズマブ（遺伝子組換え）を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成25年5月24日保医発第0524第2号）の別表を別紙のとおり改める。

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 銘 柄 (参考) | 適 応 症 | | 診断群分類番号 |
|----------|----------------------------------|---|--|---|--|
| | | | | ICD-10 (参考) | |
| 1 | エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組 換え) | 注射用ノボセブン 1.2mg (2.2ml)、4.8ml (8.5ml) ノボセブンHI 静注用 1mg (1ml)、2mg (2ml)、5mg (5ml) | GP IIb-IIIa及び/又はHLAに 対する抗体を保有し、血小板 輸血不応状態が過去又は現在 見られるグランツマン血小板 無力症患者の出血傾向の抑制 | D691 | 130110 出血性疾患 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx |
| 2 | ポリエテングリコー ル処理免疫グロブリン | 献血ヴェノグロブリンH5%静注 0.5g (10ml)、1g (20ml) 2.5g (50ml)、5g (100ml) | 全身型重症筋無力症 (ステロ イド剤又はステロイド剤以外 の免疫抑制剤が十分に奏功し ない場合に限る) | G700 | 010130 重症筋無力症、その他の神経筋 障害 010130x01x0xx 010130x97x0xx 010130x99x0xx 010130x99x3xx |
| 3 | ウステキヌマブ (遺伝 子組換え) | ステララー皮下注45mgシリンジ | 既存治療で効果不十分な関節 症性乾癬 | L405, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$ | 070470 関節リウマチ 070470x01x2xx 070470x02x0xx 070470x02x2xx 070470x03x0xx 070470x03x2xx 070470x97x0xx 070470x97x2xx 070470x99x0xx 070470x99x1xx 070470x99x2xx |
| | | | 既存治療で効果不十分な尋常 性乾癬 | L400, | 080140 炎症性角化症 080140xxxx0xx |
| 4 | エリブリンメシル酸塩 | ハラヴェン静注 1mg | 手術不能又は再発乳癌 | C50\$ | 090010 乳房の悪性腫瘍 090010x01x3xx 090010x02x3xx 090010x97x30x 090010x97x31x 090010x99x30x 090010x99x31x |
| 5 | ポリノスタット | ゾリンザカプセル100mg | 皮膚T細胞性リンパ腫 | C840, C841 | 130030 非ホジキンリンパ腫 130030x99x30x 130030x99x31x |
| 6 | ゴリムマブ (遺伝子組 換え) | シンボニー皮下注 50mgシリンジ | 既存治療で効果不十分な関節 リウマチ (関節の構造的損傷 の防止を含む) | M05\$, M060\$, M068\$, M069\$ | 070470 関節リウマチ 070470x99x4xx |
| 7 | ダプトマイシン | キュービシン静注用 350mg | [適応菌種] ダプトマイシンに感性のメテ シリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) | I33\$ | 050090 心内膜炎 050090x97x0xx 050090x99x0xx 050090x99x1xx |
| | | | [適応症] 敗血症、感染性心内膜炎、深 在性皮膚感染症、外傷・熱傷 及び手術創等の二次感染、ひ らん・潰瘍の二次感染 | L03\$, L08\$ A410 | 080011 急性膿皮症 080011x970x0x 080011x971xxx 080011x99xxxx |
| 8 | テリバラチド (遺伝子 組換え) | フォルテオ皮下注キット 600µg | 骨折の危険性の高い骨粗鬆症 | M80\$, M81\$, M82\$ | 070370 脊椎骨粗鬆症 070370x99xxxx |
| 9 | ペンダムスチン塩酸塩 | トレアキシン点滴静注用 100mg | 再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキン リンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫 | C82\$, C830, C831, C832, C838, C851 | 130030 非ホジキンリンパ腫 130030x97x2xx 130030x99x2xx 130030x99x30x 130030x99x31x |
| 10 | アザシチジン | ビダーザ注射用 100mg | 骨髄異形成症候群 | D46\$ | 130060 骨髄異形成症候群 130060x97x30x 130060x99x3xx |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 銘 柄 (参考) | 適 応 症 | | 診断群分類番号 |
|----------|------------------|---|---|------------------------|--|
| | | | | ICD-10 (参考) | |
| 11 | ロミプロスチム (遺伝子組換え) | ロミプレート皮下注 250 μg調製用 | 慢性突発性血小板減少性紫斑病 | D693 | 130110 出血性疾患 (その他) 130110x0xx0xx 130110x1xxx0xx |
| 12 | A型ボツリヌス毒素製剤 | ボトックス注用 50単位、100単位 | 上肢痙縮 下肢痙縮 | (特定出来ない) | 全ての診断群分類番号 |
| 13 | トラスツズマブ (遺伝子組換え) | ハーセプチン注射用60、注射用150 | HER2過剰発現が確認された治癒切除不能な進行・再発の胃癌 | C16\$ | 060020 胃の悪性腫瘍 060020x01x3xx 060020x02x3xx 060020x03x3xx 060020x04x3xx 060020x97x2xx 060020x97x3xx 060020x99x2xx 060020x99x30x 060020x99x31x |
| 14 | エルロチニブ塩酸塩 | タルセバ錠 | 治癒切除不能な肺癌 | C25\$ | 06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x |
| 15 | ボルテゾミブ | ベルケイド注射用 3mg | 未治療の多発性骨髄腫 | C900 | 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040x97x5xx 130040x99x50x 130040x99x51x |
| 16 | カルボプラチン | パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg パラプラチン150mg 注射用 | 乳癌 | C50\$ | 090010 乳房の悪性腫瘍 090010x01x5xx 090010x99x5xx |
| 17 | オクトレオチド酢酸塩 | サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg | 消化管神経内分泌腫瘍 | C269 C254, D137 | 060035 大腸 (上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍 060035x0103xx 060035x0113xx 060035x97x2xx 060035x97x30x 060035x97x31x 060035x99x2xx 060035x99x30x 060035x99x31x 06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x |
| 18 | ペバシズマブ (遺伝子組換え) | アバスチン点滴静注用 | 手術不能又は再発乳癌 | C50\$ | 090010 乳房の悪性腫瘍 090010x01x4xx 090010x02x4xx 090010x99x4xx |
| 19 | フィンゴリモド塩酸塩 | イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg | 多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制 | G35 | 010090 多発性硬化症 010090xxxx0xx |
| 20 | テラプレビル | テラビック錠 250mg | セログループ1 ((ジェノタイプ1 (1a)又はII (1b)のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となった患者 | B182 | 060295 慢性C型肝炎 060295x97x1xx 060295x99x1xx |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 銘 柄 (参考) | 適 応 症 | | 診断群分類番号 |
|----------|----------------------|--|---|---------------------|---|
| | | | | ICD-10 (参考) | |
| 21 | ホスフェニトインナトリウム水和物 | ホストイン静注 750mg | ①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害(頭部外傷等)時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法 | G40\$, G41\$ | 010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx97x2xx 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x11x 010230xx99x20x 010230xx99x21x |
| 22 | テリバラチド酢酸塩 | テリボン皮下注用 56.5μg | 骨折の危険性の高い骨粗鬆症 | M80\$, M81\$, M82\$ | 070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx97xxxx 070370xx99xxxx |
| 23 | カナキスマブ(遺伝子組換え) | イラリス皮下注用 150mg | 以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マックル・ウェルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患 | Q998 | 全ての診断群分類番号 |
| 24 | フルベストラント | フェソロデックス筋注 250mg | 閉経後乳癌 | G50\$ | 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x |
| 25 | エベロリムス | アフィニートル錠5mg アフィニートル錠2.5mg アフィニートル分散錠2mg アフィニートル分散錠3mg | 結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫 | D432 | 010010 脳腫瘍 010010xx99051x |
| | | | 脾神経内分泌腫瘍 | C25\$ | 06007x 臓臓・脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x33xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x |
| | | | 結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫 | D177 | 180060 その他の新生物 180060xx97xxxx 180060xx99xxxx |
| 26 | カスポファンギン酢酸塩 | カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg | ①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カンジダ症 ③侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症 | D70 | 130070 白血球疾患(その他) 130070xx99x0xx |
| 27 | リネゾリド | ザイボックス錠600mg ザイボックス注射液600mg | 肺炎(小児) | J15\$ | 040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx |
| 28 | ヒトチロトロピンアルファ(遺伝子組換え) | タイロゲン筋注用0.9mg | 分化型甲状腺癌で甲状腺全摘又は準全摘術を施行された遠隔転移を認めない患者における残存甲状腺の放射性ヨウ素によるアブレーションを受ける際の補助 | C73 | 100020 甲状腺の悪性腫瘍 100020xx99x2xx |
| 29 | ドリベナム水和物 | フィニバックス点滴静注用0.25g フィニバックス点滴静注用0.5g フィニバックスキット点滴静注用0.25g | 肺炎(小児) | J13, J14, J15\$ | 040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx |
| 30 | ミグルスタット | ブレーザベスカプセル100mg | ニーマン・ピック病C型 | E752 | 100335 代謝障害(その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx |
| 31 | クリゾチニブ | ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg | ALK融合遺伝子陽性の進行非小細胞肺癌 | C34\$ | 040040 肺の悪性腫瘍 040040x01x4xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 銘 柄 (参考) | 適 応 症 | | 診断群分類番号 |
|----------|--------------------------------|---|--------------------------------------|--|---|
| | | | | ICD-10 (参考) | |
| 32 | モガムリズマブ(遺伝子組換え) | ポテリジオ点滴静注20mg | CCR4陽性の再発・再燃成人T細胞白血病リンパ腫 | C915 | 130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx |
| 33 | ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え) | ブルモザイム吸入液2.5mg | 嚢胞性線維症における肺機能の改善 | E84\$ | 100335 代謝障害(その他) 100335xx97x0xx 100335xx99x0xx |
| 34 | スニチニプリンゴ酸塩 | スーテントカプセル 12.5mg | 根治切除不能の膵内分泌腫瘍 | C25\$ | 06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xx97x3xx 06007xx97x40x 06007xx97x41x 06007xx99x3xx 06007xx99x40x 06007xx99x41x |
| 35 | ソマトロピン(遺伝子組換え) | グロウジェクト注射用 1.33mg グロウジェクト注射用 8mg グロウジェクトBC注射用 8mg | 骨端線閉鎖を伴わないSGA性低身長 | E343 | 100360 小人症 100360xxxxxxx |
| 36 | バクリタキセル | タキソール注射液 30mg タキソール注射液 100mg | 再発又は難治性の胚細胞腫瘍 | (特定出来ない) | 全ての診断群分類番号 |
| 37 | タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム | ゾシン静注用 2.25 ゾシン静注用 4.5 | 腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎 | K800, K801, K81\$ K803, K804, K830 K65\$ | 060335 胆嚢水腫、胆嚢炎等 060335xx0100xx 060335xx0101xx 060335xx0110xx 060335xx0200xx 060335xx0201xx 060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x00x 060335xx99x01x 060335xx99x1xx 060340 胆管(肝内外)結石、胆管炎 060340xx0100xx 060340xx0101xx 060340xx0110xx 060340xx0200xx 060340xx0201xx 060340xx0210xx 060340xx0211xx 060340xx03x00x 060340xx03x01x 060340xx97x00x 060340xx97x01x 060340xx99x00x 060340xx99x01x 060340xx99x1xx 060370 腹膜炎、腹腔内膿瘍(女性器臓器を除く) 060370xx01x0xx 060370xx97x0xx 060370xx99x00x 060370xx99x01x |
| 38 | シクロスポリン | ネオオーラル 10mg ネオオーラル 25mg ネオオーラル 50mg ネオオーラル内容液 10% | Vogt-小柳-原田病、サルコイドーシス、その他の(非感染性)ぶどう膜炎 | H308 | 020130 原田病 020130xxxxxxx |
| 39 | ステリベントール | ディアコミットドライシロップ 250mg ディアコミットドライシロップ 500mg ディアコミットカプセル 250mg | Dravet症候群患者における間代発作又は強直間代発作 | G403 | 010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x |
| 40 | フェニル酪酸ナトリウム | ブフェニール錠 500mg ブフェニール顆粒94% | 尿素サイクル異常症 | E722 | 100335 代謝障害(その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx |
| 41 | バゾバニブ塩酸塩 | ヴォトリエント錠 200mg | 悪性軟部腫瘍 | C490 C491, C492, C493, C494, C495, C496 | 03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xx97x4xx 03001xx99x4xx 070041 軟部の悪性腫瘍(脊髄を除く) 070041xx01x3xx 070041xx99x2xx |
| 42 | ランレオチド酢酸塩 ※類似薬は「オクトレオチド酢酸塩」 | ソマチュリン皮下注 60mg ソマチュリン皮下注 90mg ソマチュリン皮下注 120mg | 先端巨大症、下垂体性巨人症 | E220 | 100260 下垂体機能亢進症 100260xx9711xx 100260xx9901xx 100260xx9911xx |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 銘 柄 (参考) | 適 応 症 | | 診断群分類番号 |
|----------|----------------------|--|---|--|---|
| | | | | ICD-10 (参考) | |
| 43 | チゲサイクリン | タイガシル点滴静注用 50mg | 深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎 | (特定出来ない) | 全ての診断群分類番号 |
| 44 | トブラマイシン | トービー吸入液 300mg | 嚢胞性線維症患者における緑膿菌による呼吸器感染 | E84\$ | 100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx |
| 45 | セツキシマブ (遺伝子組換え) | アービタックス注射液100mg | 頭頸部癌 | C760 | 03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx0103xx 03001xxx0104xx 03001xxx0113xx 03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx 03001xxx97x4xx 03001xxx97x5xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 03001xxx99x5xx |
| 46 | リツキシマブ (遺伝子組換え) | リツキサン注10mg/mL (100mg/10mL) リツキサン注10mg/mL (500mg/50mL) | 顕微鏡的多発血管炎、ウェグナー肉芽腫症 | M300, M313 | 070560 全身性臓器障害を伴う自己免疫性疾患 070560xx97x0xx 070560xx97x1xx 070560xx99x0xx 070560xx99x1xx |
| | | | 免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患 | D477 | 130140 造血器疾患 (その他) 130140xxxxxxx |
| 47 | B型ポツリヌス毒素 | ナーブブロック筋注2500単位 | 痙性斜頸 | G243 | 010180 不随意運動 010180xx99x0xx |
| 48 | セルトリズマブ ベゴル (遺伝子組換え) | シムジア皮下注200mgシリンジ | 既存治療で効果不十分な関節リウマチ | M0680, M0681, M0682, M0683, M0684, M0685, M0686, M0687, M0688, M0689 M0800, M0801, M0802, M0803, M0804, M0805, M0806, M0807, M0808, M0809 | 070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx |
| 49 | バクリタキセル | アブラキサン点滴静注用100mg | 非小細胞肺癌 | C34\$ | 040040 肺の悪性腫瘍 040040x01x4xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx |
| | | | 胃癌 | C16\$ | 060020 胃の悪性腫瘍 060020x01x4xx 060020xx03x4xx 060020xx97x4xx 060020xx99x40x 060020xx99x41x |
| 50 | レゴラフェニブ水和物 | スチパーガ錠40mg | 結腸・直腸癌 | C182, C183, C184, C185, C186, C187 | 060035 大腸 (上行結腸からのS状結腸) の悪性腫瘍 060035xx0105xx |
| 51 | メトレレプテン (遺伝子組換え) | メトレレプテン皮下注用11.25mg「シオノギ」 | 脂肪萎縮症 | E881 | 100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx |
| 52 | オフアツムマブ (遺伝子組換え) | アーゼラ点滴静注液100mg アーゼラ点滴静注液1000mg | 慢性リンパ性白血病 | C911 | 130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx |
| 53 | アダリムマブ (遺伝子組換え) | ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8ml | 潰瘍性大腸炎 | K51\$ | 060185 潰瘍性大腸炎 060185xx01x0xx 060185xx97x0xx 060185xx97x1xx 060185xx99x0xx 060185xx99x1xx 060185xx99x3xx |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 銘 柄 (参考) | 適 応 症 | ICD-10 (参考) | 診断群分類番号 |
|----------|---------------------|---|-------------------------------|-------------|---|
| | | | | | |
| 54 | ペバシズマブ (遺伝子 組換え) | アバスチン点滴静注用 100mg/4mL アバスチン点滴静注用 400mg/16mL | 悪性神経膠腫 | C71\$ | 010010 脳腫瘍 010010xx01x4xx 010010xx01x5xx 010010xx01x7xx 010010xx01x8xx 010010xx97x4xx 010010xx97x5xx 010010xx97x7xx 010010xx9904xx 010010xx99050x 010010xx9907xx |
| 55 | アミノレプリン酸塩酸 塩 | アラベル内用剤1.5g アラグリオ内用剤1.5g | 悪性神経膠腫の腫瘍摘出術中 における腫瘍組織の可視化 | C71\$ | 010010 脳腫瘍 010010xx01x00x |
| 56 | ベルツズマブ (遺伝子 組換え) | パージェタ点滴静注420mg/14ml | HER2陽性手術不能又は再発乳 がん | C50\$ | 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx |